



## 公共的建築物整備状況表の整備の概要アイコンについて



公共的建築物整備状況表「7 整備の概要」に掲載されているアイコンは、以下の整備の内容について端的に示したものです。

### 移動に関する整備

アイコン	意味	整備場所	説明
	通路幅 1.4m	屋外の通路、屋内の廊下等、車いすが通行する通路	車いす使用者と歩行中の人ですれ違えるように、通路幅が1.4メートル以上あります。
	通路幅 1.2m	屋外の通路、屋内の廊下等、車いすが通行する通路	歩行者が横向きに停止することで、車いす使用者とすれ違えるように、通路幅が1.2メートル以上あります。
	段差なし	屋外の通路、屋内の車いすが通行する通路、部屋等	車いすの通行や利用の妨げとなるような、段差がありません。
	自動ドア幅 1m	玄関扉	玄関扉が自動ドアであり、開口幅が1メートル以上あるので、車いすやベビーカーがゆとりを持って通過できます。
	傾斜路 1/20	傾斜路(スロープ)	高さに対して距離が20倍の傾斜路(スロープ)があります。 (およそ5パーセントの勾配)
	傾斜路 1/12	傾斜路(スロープ)	高さに対して距離が12倍の傾斜路(スロープ)があります。 (およそ8パーセントの勾配)
	誘導ブロックの敷設	道から案内設備等まで	視覚障害誘導ブロックが道から案内設備または案内所まで敷設されています。
	階段に 手すり	屋内または屋外の階段	階段の段および踊場に、高さ80センチメートル程度の手すりがあります。
	階段に 2段手すり	屋内または屋外の階段	階段の段および踊場に2段手すりがあります。 上部手すりの高さ80センチメートル程度、 下部手すりの高さ65センチメートル程度。
	道路との 段差2cm	道路と敷地の境界	道路境界のL型側溝の高さが2センチメートルなので、敷地へ入りやすくなっています。

### 車いす使用者用整備

アイコン	意味	整備場所	説明
	車いす 使用者用 駐車場	駐車場	駐車施設を幅3.5メートル以上、奥行き5メートル以上とし、車いすを乗降するためのスペースが併設されています。
	車いす 使用者用 便房	便所	腰掛け便器の両脇に手すりを設置し、車いすの方が使用できる空間を確保した便房または便所があります。

アイコン	意味	整備場所	説明
	車いす対応エレベーター	エレベーター	車いすで乗ることができる大きさのエレベーターがあります。 (6人乗り以上のエレベーター)
	車いす対応エレベーター	エレベーター	副操作盤を設置し、車いすと人が同時に乗ることができる大きさのエレベーターがあります。 (11人乗り以上のエレベーター)

## その他の整備

アイコン	意味	整備場所	説明
	オストメイト設備	便所	便所内に水洗器具(オストメイト対応設備)があります。
	乳幼児設備	便所	便所内に赤ちゃんを座らせることができるベビーチェア、ベビーキープなどの設備があります。
	おむつ交換台	便所、授乳室等	室内にベビーベッド、ベビーシートなどのおむつ交換ができる設備があります。
	授乳室	廊下等	授乳室、赤ちゃん休憩室、赤ちゃんルーム等、授乳できる場所が設置されています。
	着替え台	便所	便所内に立って着替えをすることができる台が設置されています。
	案内板	出入口付近	案内設備として、敷地内案内板や館内案内板が設置されています。
	案内設備	出入口付近	案内設備として、モニター付インターホンが設置されています。
	案内所	出入口付近	職員等が常時対応する案内所があります。
	点字表記	要所	案内板や手すり、エレベーターの昇降ボタンなどに、点字の表記があります。
	ベビーカー対応設備	要所	ベビーカー置き場や、ベビーカーに対応した設備を設置してあります。

こちらに掲載している以外のアイコンを使用している場合があります。  
詳しくは、下記の連絡先までお問合せください。

### 連絡先

練馬区 都市整備部 建築課 福祉のまちづくり係  
 電話 03-5984-1649  
 ファックス 03-5984-1225  
 メールアドレス kentikuchose05@city.nerima.tokyo.jp